

平成 16 年 6 月 29 日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役社長 千 葉 紘 司

第35回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第35回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 平成16年3月31日現在の貸借対照表ならびに第35期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書および損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第35期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

利益配当金は、1株につき6円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

内容は、後記に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

取締役に千葉紘司、熊林 茂、大津 清、橋本守男、板橋 洋の5氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名予選の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

補欠監査役として鎌田昌治氏が選任されました。

なお、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

退任取締役岩淵健治、階 弘喜および岡村泰寿の3氏ならびに退任監査役鎌田昌治氏に対し、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任されました。

以 上

第2号議案の内容

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(新 設)</p>	<p><u>〔取締役会決議による自己株式の買受け〕</u></p>
<p>第6条</p>	<p><u>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>
<p>ゝ (省 略)</p>	<p>第7条 ゝ (現行どおり)</p>
<p>第16条 〔任 期〕</p>	<p>第17条 〔任 期〕</p>
<p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第18条 ゝ (省 略)</p>	<p>第19条 ゝ (現行どおり)</p>
<p>第25条 〔選任方法〕</p>	<p>第26条 〔選任方法〕</p>
<p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。</u></p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>3. 監査役および補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>5. 補欠監査役は法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に就任する。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>〔任 期〕 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第28条 ゝ (省 略)</p> <p>第37条</p>	<p>〔任 期〕 第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第29条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第38条</p>

以 上

お 知 ら せ

1. 本定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役社長に千葉紘司氏が選任され、就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後、監査役の互選により、常勤監査役に菅沼敢二氏が選任され、就任いたしました。

この結果、当社の取締役および監査役の陣容は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	千葉	紘司
取 締 役	熊 林	茂
取 締 役	大 津	清
取 締 役	橋 本	守男
取 締 役	板 橋	洋
常 勤 監 査 役	菅 沼	敢二
監 査 役	山 内	睦也
監 査 役	中 村	克彦

(注) 監査役のうち、山内睦也および中村克彦の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

なお、経営と業務執行における意思決定の迅速化、業務執行の監督機能の強化ならびに責任の明確化を目的とした執行役員制度の導入に伴い、上記取締役会におきまして、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

社長執行役員	千葉	紘司	
常務執行役員	熊 林	茂	(管理部門統括)
常務執行役員	大 津	清	(山形支店長)
執行役員	橋 本	守男	(盛岡支店長)
執行役員	板 橋	洋	(仙台支店長)
執行役員	階	弘喜	(仙台支店販売部長)
執行役員	岡 村	泰寿	(仙台支店建設部長)
執行役員	永 田	傳喜	(仙台支店営業部長 兼営業推進部長)
執行役員	大 内	俊彦	(山形支店建設部長)

2．配当金のお支払いについて

第35期利益配当金は、同封ご送付申しあげました「郵便振替支払通知書」によって、6月30日からお支払いいたしますので、ご便宜の方法でお受け取りください。なお、配当金は当社定款の規定により支払開始の日から満3年以内にお受け取りがない場合には、当社はその支払いの義務を免れることとなりますので、お早めにお受け取り願います。

また、あらかじめ銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封申しあげておりますのでご確認願います。

3．貸借対照表および損益計算書のホームページへの掲載について

当社は、定款紙による決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページ (<http://www.t-misawa.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、ご案内申し上げます。